

兵庫県公報

平成29年10月10日 火曜日 第 2942 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 市街地再開発組合の解散認可（市街地整備課）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3
公 告	
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
労働委員会公告	
○ 兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等	7
正 誤	
○ 平成29年9月20日付け兵庫県公報号外中	8

告 示

兵庫県告示第891号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成29年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

波々伯部北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	波 部 徹	篠山市井ノ上8番地1

船城土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	善 積 将 男	丹波市春日町長王273番地

兵庫県告示第892号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

清水新田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	荻 野 稔	明石市魚住町清水2575番地の5

就任役員

土地改良区の名称	認可年月日
手中池土地改良区	平成29年 8 月 18 日

兵庫県告示第894号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成29年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第895号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成29年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29但馬位置 0002号	29. 9. 27	豊岡市野田字河原田43番の一部 同 市六地藏字桜町247番1の一部、248番1 の一部	5.00 5.00	70.03 10.55
第H29但馬位置 0006号	29. 9. 27	豊岡市八社宮字花貫419番2の一部	6.00	39.00

公 告

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第466号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

河内CⅡ（121000037）の項中別図65、山田BⅡ（121000042）の項中別図70を次の図面のとおりに改める。
（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月19日（木）から同年11月2日（木）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075—2

(3) 提出期限

平成29年11月2日（木）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の場合は、平成29年12月28日（木）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
河内Ⅰ (121000034)	加西市河内町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
河内BⅡ (121000036)	加西市河内町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
河内CⅡ (121000037)	加西市河内町（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
河内DⅡ (121000038)	加西市河内町（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
河内EⅡ (121000039)	加西市河内町（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
河内FⅡ (121000040)	加西市河内町（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
和泉Ⅱ (121000041)	加西市和泉町（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
山田BⅡ (121000042)	加西市山田町（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
馬渡谷Ⅱ (121000043)	加西市山田町（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
国正CⅡ (121000045)	加西市国正町（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
国正AⅡ (121000046)	加西市国正町（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小印南Ⅱ (121000048)	加西市小印南町（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
河内(Ⅰ)Ⅲ (121000050)	加西市河内町（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

河内(2)Ⅲ (121000051)	加西市河内町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
河内(3)Ⅲ (121000052)	加西市河内町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
河内(4)Ⅲ (121000053)	加西市河内町(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
河内(5)Ⅲ (121000054)	加西市河内町(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
国正(1)Ⅲ (121000055)	加西市国正町(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
国正(2)Ⅲ (121000056)	加西市国正町(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
国正(3)Ⅲ (121000057)	加西市国正町(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
河内(6)Ⅲ (121000058)	加西市河内町(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
河内(7)Ⅲ (121000059)	加西市河内町(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
殿原(1)Ⅰ (121000103)	加西市殿原町(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
殿原(2)Ⅰ (121000104)	加西市殿原町(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
笹倉(1)Ⅰ (121000105)	加西市笹倉町(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
殿原(3)Ⅰ (121000107)	加西市殿原町(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
上芥田DⅡ (121000109)	加西市上芥田町(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
上芥田EⅡ (121000110)	加西市上芥田町(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
上芥田AⅡ (121000111)	加西市上芥田町(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
上芥田BⅡ (121000112)	加西市上芥田町(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
上芥田FⅡ (121000113)	加西市上芥田町(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
上芥田GⅡ (121000114)	加西市上芥田町(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
上芥田IⅡ (121000116)	加西市上芥田町(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり

下芥田 A II (121000117)	加西市下芥田町 (別図34のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
下芥田 B II (121000118)	加西市下芥田町 (別図35のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
佐谷 C II (121000119)	加西市佐谷町 (別図36のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
佐谷 A II (121000120)	加西市佐谷町 (別図37のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
佐谷 B II (121000121)	加西市佐谷町 (別図38のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
別所 II (121000122)	加西市別所町 (別図39のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
鴨谷 II (121000123)	加西市鴨谷町 (別図40のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
下芥田 C II (121000125)	加西市下芥田町 (別図41のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
笹倉 (1) (2) II (121000126)	加西市笹倉町 (別図42のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
普光寺川右一 I (221000031)	加西市河内町 (別図43のと おり)	土石流	別図43のとおり
芥田川右二 I (221000067)	加西市上芥田町 (別図44のと おり)	土石流	別図44のとおり
芥田川左一 I (221000071)	加西市上芥田町 (別図45のと おり)	土石流	別図45のとおり

(別図 1 から別図45までは省略し、これらの図面は 3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成29年10月19日 (木) から同年11月 2 日 (木) まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課
〒673-1431 加東市社字西柿1075—2
 - (3) 提出期限
平成29年11月 2 日 (木) まで (当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月28日 (木) までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

#### 都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完